

ASEANにおける ノンバンク活用に向けた提言

ASEANにおいて持続的な経済成長を実現するために、各国中央銀行や規制当局はノンバンクが事業を拡大できる環境整備を積極的に行うべきである。

ASEANの経済成長に貢献する ノンバンク

ASEANにおいて、急速な内需拡大を受けてノンバンク市場が発展している。ノンバンクは、消費者への資金供給を通じてASEANの経済成長に大きく貢献するものとなっている。

タイでは、2010年にノンバンクによる消費者／個人ローン残高が商業銀行の消費者／個人ローン残高を超え、1人あたりGDPが5,000ドルを超える原動力となっている。またマレーシアでは、家計部門の債務比率（対GDP）圧縮を実現したい中央銀行の政策により、商業銀行の消費者／個人ローン成長率が2012年以降は年率10%以下に抑えられているが、一方で、ノンバンクによる消費者／個人ローンが年率20%超で伸びており、実質GDP成長率5%程度の堅調な国内需要を下支えする要因となっている。

日本のノンバンク企業も、ASEANの市場ポテンシャル取り込みへ向けて現地進出を加速させている。特に、インド、インドネシア、フィリピン、ベトナムなどの人口が多い地域においては、中間層拡大による市場拡大が期待できることから、信販系会社やリース会社を中心に現地企業との合併や独自資本での参入を積極的に行っている。実際、前述したタイにおいては、イオンクレジットサービスが出資するAEON Thana sinsap（Thailand）や、アコムが出資するEASY BUYなど、現地で一定のシェアを獲得する日系企業もあり、日本が持つ無担保ローン事業の強みが発揮されている。

ASEANにおける ノンバンク拡大の課題

発展を続けるASEANのノンバンクだが、今後事業を拡大していく上では、いくつかの課題がある。

第一に、ASEAN各国の規制当局が、ノンバンクに対して銀行並みの経営安全性（資本規模や負債比率、年収条件など）を求めているため、ノンバンクが銀行以上にリスクを負ってビジネスを行うことが難しくなっている点がある。これは、97年のアジア金融危機以降、ASEANの多くの国では銀行システム中心の規制体系を構築しており、ノンバンクも中央銀行主導で監督・管理が行われていることが要因であると考えられる。

また、ASEAN新興国¹⁾では社債市場や証券化市場が発達していないために、ノンバンクの資金調達手段が自己資本の増資、あるいは銀行からの借入中心に限定されている。そのため、ノンバンクにおける資金調達コストが重く、ビジネスを行う上での適正な金利スプレッドを確保できないという課題もある。

日系を含む外資系ノンバンクにとっては、ASEAN各国の外資規制や最低資本金に関する規制が大きな障壁となっている。例えばフィリピンでは、外資系企業のノンバンクに対して40%以上のローカル資本導入が義務付けられている。ベトナムにおいては、外資系企業100%出資による参入が可能であるが、5,000億VND（約25億円）の資本金²⁾が必要である。

ASEANにおける ノンバンク活用に向けた提言

ASEAN諸国がノンバンクを活用して国内需要を持続

NOTE

- 1) 本文中では、ASEAN新興国を1人当たりGDPが5,000ドル未満のASEAN加盟国と定義する。すなわち、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーが該当する。
- 2) ノンバンクにおける資本金。Decree 141/2006/ND-CPにより規定。なお、金融リース会社は1,500億VND(約7億円)。
- 3) アジアにおいて効率的で流動性の高い債券市場を育成することにより、アジアにおける貯蓄をアジアに対する投資へと活用できるようにすることを目的として、2003年第6回ASEAN+3財務大臣会議(於：フィリピン・マニラ)で各財務大臣が合意。

- 4) ASEAN+3域内の企業が発行する社債に保証を供与することを通じて、域内債券市場の育成に貢献することを目的に、ASEAN+3各国及びアジア開発銀行の出資により、7億米ドルの資本規模でアジア開発銀行の信託基金として2010年11月にフィリピン・マニラに設立。
- 5) 2010年5月のASEAN+3財務大臣会議(於：ウズベキスタン・タシケント)にて、域内のクロスボーダー債券取引に係る市場慣行を標準化し規制を調和化するための共通の場として、設置を承認。各国の業界団体、証券取引所、シンクタンク、証券集中保管機関(CSD)、金融機関等により構成され、日本からは東京証券取引所、日本証券業協会、証券保管振替機構、民間銀行・証券会社等が参加。

融機関等により構成され、日本からは東京証券取引所、日本証券業協会、証券保管振替機構、民間銀行・証券会社等が参加。

的に成長させるために、各国中央銀行や規制当局は何を実施すべきであろうか。

第一に、ノンバンクが都市部の中間層のみならず、中小企業や農村就労者に対する資金の担い手であることに鑑み、地方部に金融・経済特区を構築して、地域限定で外資参入や資本金などの規制緩和を実施すべきと考える。

例えば、中国では、2009年7月に『消費者金融会社試行管理弁法』(中国銀行業監督管理委員会令2009年第3号。以下、旧弁法)を発表し、北京、上海、天津、成都の4都市において、各都市1社ずつのノンバンク(消費金融会社)設立が認められるようになった。2013年11月には旧弁法を改正し(中国銀行業監督管理委員会令2013年第2号)、これまで上記4都市に限定されていた消費金融会社設立を新たに16都市・地域に拡大するなど、ノンバンク活用による消費拡大を重視している。さらには、2008年5月に銀監会と中国人民銀行が公布した『小額貸付会社試験の指導意見』に基づき、各地方政府が小額貸付会社(消費者ローン会社)を設立することが認められており、2013年末時点で約8,000社が登録され、貸出残高総額は8,191億元(約13.5兆円)に拡大している。このような施策をASEAN各国も参考にすることができるのではないか。

二点目として、ノンバンクの監督・管理を中央銀行から分離することにより、ノンバンク独自の監督・管理体制を構築する必要がある。参考となる事例として、インドネシアにおける監督・管理体系変更が挙げられる。インドネシアでは、これまでは銀行を監督する中央銀行(Bank Indonesia)と、銀行以外の金融機関を監督する資本市場・金融機関監督庁(BAPEPAM-LK)の二元体制であったが、2013年末に銀行を含む金融サー

ビス全般の監督権限を中央銀行から切り離し、金融サービス庁(OJK)に一元化した。今後は、国内の市場環境に応じたきめ細やかな監督・管理がなされることにより、低所得層～中間層に対する資金の担い手としてのノンバンクが積極的に活用されることが期待される。

もう一つは資金調達面での改善である。現地通貨建てでの社債発行等が容易になれば、ノンバンクが銀行借入中心の調達構造から脱却できると考えられる。その方策の一つとして、ASEAN+3(日本、韓国、中国)各国が域内における債券市場育成を目的に2003年から実施している「アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)」³⁾の枠組みを、現地民間企業でも有効に活用できるよう、各国中央銀行や規制当局による啓発活動を強化する必要がある。

これまでのABMIの枠組みでは、現地通貨建て債券の信用力が低いために投資需要が小さいこと、および域内クロスボーダー取引・決済へ向けての環境整備が遅れていることから、ASEANにおける債券市場拡大が限定的であった。これらの課題解決のために、日本(JBIC)や中国、韓国、およびアジア開発銀行(ADB)が中心となり、信用保証・投資ファシリティ(CGIF)⁴⁾設立、ASEAN+3債券市場フォーラム(ABMF)⁵⁾立ち上げなどの取り組みを実施している。今後は、現地企業においても現地通貨建て債券発行が増え、ASEANのノンバンクの事業拡大にも寄与することが期待される。

Writer's Profile



中島 芳徳 Yoshinori Nakajima
 金融コンサルティング部
 グループマネージャー
 専門は金融機関のグローバル事業展開コンサルティング
 focus@nri.co.jp